

令和5年9月26日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年9月26日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課課長補佐	柏木 章敬
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

よろしくお願い致します。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

古川 議員から欠席届が出ております。

また、理事者側の方で松浦 課長の欠席の代わりに、柏木 課長補佐に出席をして頂いております。よろしくお願い致します。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、兼若 幸一 君。14番、尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

まず、9月19日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

改めてお早うございます。

総務教育常任委員会の結果報告について、令和5年9月19日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第3号、多度津町消防団条例の一部改正について

議案第4号、多度津町火災予防条例の一部改正について

議案第5号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第3号）

議案第6号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）

議案第7号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）

議案第8号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）

議案第9号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第11号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について
議案第12号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について

議案第13号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について
議案第14号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について
議案第15号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

審議の結果。

議案第3号から議案第15号までについて

委員、傍聴議員より、

一つ、令和4年度の一般会計では各項目で不用額が非常に多かったが、なぜ、そういう風になったのか原因をお聞きしたい。

一つ、まちの再生・高付加価値化促進事業補助金について芸術喫茶「S」から提出のあった令和4年8月31日の見積書を確認したのか。また、審査は書類の提出を受けた上で、現地に行って工事の内容を見ることになっているが、現地確認をしたのか。

一つ、補助金交付要綱には現地調査をして審査会を開いて、その上で交付決定となっているが、現地調査を実施していないのはなぜなのか。また、現地調査を省略したのは応募した11事業所の全てなのか。

一つ、現地調査をすべきであると要綱に記載しているのに省略し、それが先方の説明どおりのゲストハウスの屋根の修理と断言出来る根拠は何なのか。

一つ、当該事業所が実施した令和3年6月と12月の2回のクラウドファンディングの内容を確認しているのか。そのクラウドファンディングの事業と補助事業は別のものという確認が出来ているのか。

一つ、要綱第16条に補助金の「決定取消し等」として交付決定前に補助対象事業に着手した時とあるが、既に別棟のゲストハウスの修繕をしているのに、令和4年9月の審査後に「秋から工事を始めたことを着手していると見做さない」と判断したのは何故なのか。

一つ、複数のクラウドファンディングにより通年で工事をしている会社からの補助申請に対し、先方の説明のみで現地調査をせずに交付決定したのは不適切だと考えているが、現地調査は責任を持って確認するための規定であるにも拘わらず、何故しなかったのか。

一つ、当該事業所が別棟のゲストハウスを改装するニーズについて、町は補助金交付事業を企画する段階で承知していたのか。

一つ、要綱では既存建物の単純な維持修繕工事は補助の対象外となっているが、屋根の修理工事費の約370万円が何故対象になるのか教えてもらいたい。

- 一つ、古民家食堂「T」は宿泊施設として申請しているが、利用されている状況がないことを確認しているのか。今は民泊新法により書類を揃えて届出をして受理されれば民泊業は可能だが、完成しているにも拘わらず、半年間も実績がないのは何故か教えてもらいたい。
- 一つ、内閣府が公開したNPO法人の決算及び事業内容には、従来の介護事業や飲食業に加えて「子どもの健全育成事業」が追加されているものの宿泊業の表記がないのは何らかの要因があると思うが、理解しているのか。
- 一つ、宿泊事業をする事業者に500万円に近い補助金を交付したにも拘らず一部の「子ども育成事業」だけで、肝腎の宿泊事業を表記していないことを指導しないのは、問題があるのではないのか。
- 一つ、決算書の有形固定資産の欄に宿泊施設の工事の記載がないが、これも町としては、事業者の記載の自由だからと関与やチェックをしないということなのか。
- 一つ、今年度中に宿泊施設が開業するかどうかを町としては確認していくということなのか。
- 一つ、町は今回の補助事業の企画前には、当該店舗の2階の改装ニーズについて、承知していなかったのか。
- 一つ、令和5年2月20日以降に、当該NPO法人に対して補助金を交付、あるいは交付しようとした事実はあるのか。
- 一つ、6月定例会で子ども食堂について補助金を出して欲しいという話があったが、それについて検討した事実はあるのか。
- 一つ、衛生費の県補助金に出産・子育て応援交付金が190万1千円とあるが、何人が対象だったのか教えてもらいたい。
- 一つ、雑入にコミュニティ事業補助金330万円とあるが、内訳を教えてもらいたい。
- 一つ、雑入の「人生100年時代づくり事業」交付金53万2千円は何の事業なのか教えてもらいたい。
- 一つ、合田邸地質調査業務委託料及び合田邸の保全と利活用促進事業検討支援業務委託料の内容を教えてもらいたい。また、それらは一般財源から支出しているのか。
- 一つ、老朽危険空き家除却支援事業補助金及び空き家改修支援事業補助金は何件なのか、それぞれ教えてもらいたい。
- 一つ、プレミアム付商品券発行助成金で6,470万円を支出しているが、経済効果や影響を教えてもらいたい。
- 一つ、移住促進家賃等補助金は移住者に渡すのだと思うが、何件か教えてもらいたい。
- 一つ、ふるさと納税の2億円余りを各科目に配分しているが、どういう方法で配分

したのかお聞きしたい。重点配分があるのか。

- 一つ、ふるさと納税の半分に当たる1億599万円余りが、その他町長が必要と認める事業ということだが、町長の一存で決まるのか。
 - 一つ、地方振興費の離島栈橋補助金84万円は、金額的にどういう配分になっているのか教えてもらいたい。高見と佐柳の2ヶ所なのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、令和4年度はコロナ臨時交付金の関係で、一般会計の不用額が増えた可能性がある。
 - 一つ、芸術喫茶「S」の見積書の内訳は内部外壁改修工事83万3,340円、西側屋根修繕工事369万2,530円、煙突北側小屋組修繕工事43万8,100円、内部吹き抜け壁修繕工事14万9,500円、諸経費51万1,348円、値引き4万4,818円で、税込みでは613万8,000円となっており、事前の申請段階での現地確認は行っていない。
 - 一つ、交付要綱第7条では申請があった場合、速やかに提出された書類の審査を行なうと共に現地調査等が必要となっているが、今回は書類審査と申請者からの聞き取りで確認をしており、11事業所は全て同様の対応である。
 - 一つ、事前の現地調査については写真等の審査で行なっており、完了後は現地確認を行なうと共に写真等で屋根が直っていることと屋根の下を間違いなく宿泊施設として整備していることを確認している。
 - 一つ、2021年に目標額600万円で実施されたクラウドファンディングでは約150万円集まっており、煙突修繕に使われている。また、2回目に目標額200万円で実施されたクラウドファンディングでは約205万円集まっており、主に宿泊施設の浴槽修繕に使われている。
 - 一つ、今回の補助申請では、民間事業者が独自で実施する工事とは分けた別工事としての別途の見積書の提出によって判断をしており、他に重複する財源がないという確認をした上で、交付決定をしている。
 - 一つ、申請があった11事業所は工事図面や写真と見積書等の確認が出来る書類提出により、現地調査をしていない。過去のクラウドファンディングで実現出来なかったものでも事業内容が目的に則していれば、補助金を活用することは問題ないと考えている。
 - 一つ、現地確認は審査の中で有効なものと認識しているが、11件という多数の応募があったことから、必要書類の提出によって事業者から確認をとって審査をしている。
 - 一つ、他の補助金の申請等もあったので、該当する事業者からは今回の補助申請にもある宿泊を伴う複合の観光施設を事業としてやっていくという話は聞いている。

- 一つ、単に屋根を直しただけでは補助の対象とはならないが、補助金を活用して屋根を直したことにより宿泊施設として利用することは、今ある施設の高付加価値化や町を再生して人を呼び込むという事業によって、さらに交流を生み出すという効果が補助金の目的に則したものと考えている。
- 一つ、古民家食堂「T」は小・中学生の自主学習の場としての学習拠点などの交流の場や宿泊施設として申請しており、宿泊に関する工事は完了しているものの民泊業の申請中ということや関連する届出のために宿泊事業は遅延していると聞いている。今は宿泊の実績がないが、今後3年間で効果の検証をする予定である。
- 一つ、NPO法人が決算状況を公表することは承知しているが、決算の表現の仕方や決算内容は各事業所で適切に記載されていると考えており、決算内容については町としての意見を述べていない。
- 一つ、申請では会議や研修等の利用や小・中学生の自主学習室としての実施計画が提出されており、1日1組限定の宿泊も行なうという記載があることや交流施設は使われていることに加えて宿泊というプラスの価値も付くことから町としては問題ないと考えている。
- 一つ、決算書の記載方法については、法人で判断して記載すべきものと考えている。
- 一つ、当該補助金では3ヶ年で実績報告を提出してもらう予定なので、それに基づいて交流施設と宿泊施設の利用実績と効果を検証することと併せて事業をする中で、どんな課題があったかを報告してもらいたいと考えている。
- 一つ、古民家食堂「T」の2階に関しては、事前にニーズを把握してなかった。
- 一つ、NPO法人「A」については、「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」以降、施設の改修に関する補助金等の申請はない。
- 一つ、子ども食堂に対する補助は町にはないので、国や県などに該当する補助がないかを調査・検討するということだった。
- 一つ、令和4年度の出生数は108人であるが、県の補助金には事務費も含んでいる。
- 一つ、コミュニティ事業補助金は宝クジの社会貢献広報事業であるが、6区自治会への110万円は清掃用品と倉庫を整備し、城ヶ下自治会への220万円はコミュニティで使う櫓や和傘などの備品を整備している。
- 一つ、人生100年時代づくり事業交付金は、島しょ部での移動販売車のフェリー運賃の助成に係る交付金である。
- 一つ、地質調査は合田邸の今後の工事に関する事前のボーリング調査であり、地質に問題はなかった。利活用促進事業検討支援業務は、今後の緊急保全計画に係るスケジュールや金額を算出するための委託料であり、一般財源から支出している。
- 一つ、老朽危険空き家除却支援事業は7件で、空き家改修支援事業は5件である。

一つ、プレミアム付商品券事業は、1万2千円分の商品券と2千円分の食事券を1万円で1万5,000セットを販売して総額では2億1千万円、販売収入も1億4,995万円で経済効果は高かったと認識している。

一つ、移住促進家賃等補助の件数は6件である。

一つ、ふるさと納税の使途については5つの分類から寄附者に選択してもらい、生活自然環境の整備に関する事業で4,860万4千円、保健福祉を充実する事業で2,248万2千円、教育文化スポーツに関する事業で4,183万円、観光産業の活性化に関する事業で2,233万円、その他町長が必要と認める事業で1億599万3千円の寄附があったので、使途に応じた各事業に充当している。

一つ、ふるさと納税は選択された使途を基本にして、出来るだけ交付税算入されるもの以外の一般財源に充当して、町に有利なようにしている。温水プールの指定管理料や図書館の運営費などの出来るだけ広く住民が使う事業や施設に充当しており、特定の事業や個別の事業等には充当していない。

一つ、島しょ部には従業員がいないためフェリーが着いた際にロープを牽引する作業を島民に委託しているので補助金を交付しているが、高見と佐柳の2ヶ所だけで、多度津港では作業の必要はない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号から議案第9号までの7議案については、委員会として原案を可決し、議案第10号については採決の結果、委員会として原案を不認定とし、議案第11号から議案第15号までについては、委員会として原案を認定した。

また、その他として、執行部より他3件の報告があった。以上、報告致します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、9月19日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和5年9月19日に開催致した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第2号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について

議案第16号、工事委託に関する協定の締結について（令和5年度堀江第2排水区雨水排水渠築造工事（第1工区）に関する委託）

議案第17号、町道路線の認定について

審議結果。

議案第1号、第2号及び議案第16号、第17号について

委員、傍聴議員より、

- 一つ、下水道事業が令和6年度から企業会計に移行した場合、下水道料金の値上げが危惧されるが、どうなるのかお聞きしたい。
 - 一つ、地方公営企業に移行すると会計が公共下水道事業法の財務規定を適用することになり、最初に貸借対照表を作る時に債務超過があれば町から持ち出しをすることになるが、債務超過について把握しているのか。
 - 一つ、公営企業会計になると来年度の予算編成時に、今までなかった減価償却をすることになると思うが、その費用はどれ位なのか。
 - 一つ、国民健康保険の葬祭費を2万円から3万円に引き上げることによって、どの位の対象人数と金額になるのかお聞きしたい。
 - 一つ、葬祭費を2万円から3万円にすることだが、その条件は葬儀を行なった人に限るのか、火葬場を使った人に限るのか、町内の人に限るのかをお聞きしたい。
 - 一つ、堀江雨水排水区の契約事項と工事に関して、水利組合との協議はどのような風になっているのかお聞きしたい。
 - 一つ、雨水排水区の工事について随意契約で協定金額6,716万6千円の協定を締結するということだが、以前の施工業者と同一なのか。
 - 一つ、町道437号線が増えることによって、町道は何ヶ所になるのか。
 - 一つ、個人所有の土地を公衆用道路とした事例が多いと思うが、今回の町道に関しては、個人の名前がまだ残っていないかお聞きしたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、下水道事業の財産等の減価償却を含めた内容を精査した上で、現状の下水道料金が適切であるかを公営企業会計に移行する中で検討していくが、必ずしも下水道料金の値上げに繋がるとは考えていない。
 - 一つ、債務超過については、現段階では分からない。
 - 一つ、減価償却については正確には分からないが、今のところ現状と同等ぐらいの繰入金を考えており、下水道事業は企業会計としてやっていくことになるが、それ以外の雨水事業などは一般会計から繰入れて進めるようになると考えている。
 - 一つ、去年は国民健康保険の加入者に対して葬祭費を48名に支給しているので、48万円程度が増えると考えている。
 - 一つ、受給権者については、生計関係とか同一世帯という関係に拘わらず、死亡した者の火葬や葬祭を行った者なので、町外の人であっても受給権はある。
 - 一つ、堀江雨水排水区の工事については用水が関係するので、事前に関連する水利

組合と協議を行なっている。

一つ、今回の工事においては、本来は町が実施する工事に併せてN T T 関連施設の移設の補償分も含んだ施工内容になっていることから、N T T と随意契約を締結している。

一つ、今回の町道は新規認定なので、この437に島しょ部の10路線程度を合わせたものが、総数に近い数字になる。

一つ、今回の路線については、公図の内容までの確認が出来ていないので、調べたのちに報告させてもらいたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、第2号及び議案第16号、第17号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。以上で報告を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町消防団条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 議員、ちょっと待って下さいね。

本案に対する委員長報告は、不認定です。

まず、原案に賛成者の発言を許します。原案賛成者の発言ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい、氏家 議員。自席どうぞ。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄でございます。

私は、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を表明させていただきます。

令和5年第3回多度津町議会定例会の提案説明の際に、令和4年度各会計決算並びに基金運用状況、審査意見報告について、岸上代表監査委員より、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められたとの報告がありました。

私は、多度津町監査委員に関する条例により定められ、かつ、多度津町議会定例会において選任された岸上・村井両監査委員により適切に審査・報告された結果を支持し、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定に賛成致します。以上です。

議長（小川 保）

次に、原案に反対の発言がありましたら、お願い致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 議員。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論を致します。
款1. 議会費、香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費として1,061万1,837円のうち、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会委

託料 95 万円、部落解放同盟香川県連合会負担金 50 万円、人権同和関係外郭組織及び各研修会負担金 62 万 6,300 円、計 207 万 6,300 円。そして、款 10. 教育費、人権同和教育事業費と致しまして 112 万 326 円のうち、香川人権研究所会費負担金 2 万円、補助金 15 万円、町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金 15 万円、計 32 万円が支出されております。総合計 241 万 6,300 円が決算をされている訳であります。

したがって、議案第 10 号、令和 4 年度多度津町一般会計歳入歳出決算の総計 241 万 6,300 円の人権同和施策事業費は、今、異常な物価高騰の中での教育費の負担増や町民の生活困窮に苦しむ人々のために、1. 町の子育て支援、応援で子育て世代の負担軽減、2. 加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設、3. 脱炭素社会を目指し、気候変動対策としての町民の交通権、移動権を守るためにも町の循環型交通体系の早急な策定、実施をし、町の良好な交通アクセスを活かすこと等に町民への税金を使うべきであり、子ども、若者、お年寄り、自営業者、農業、漁業者、中小企業や商店、学校、医院、病院など幅広い階層の町民の方々が安心して、伸び伸びと暮らしを支える取組のためにも改善すべき点があるので、決算認定には反対を致します。以上。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

隅岡 議員。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡美子でございます。

ここで、私は動議を提出致します。ただ今、議題となっております議案第10号について、会議規則第48条の規定により、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることを望みます。以上でございます。

議長（小川 保）

ただ今、隅岡 美子 君から議案第 10 号について、動議を提出するとの発言がありました。

他に隅岡 議員の動議に対して賛成者、他にありませんか。動議に賛成の方。

賛成者 挙手 3 名

議長（小川 保）

賛成者がおりますので、ただ今、隅岡 美子 君から議案第 10 号について、動議を提出するとの発言がありました。

ここで暫時休憩を致します。10 時ちょうど位までお願いを致します。

休憩 午前9時43分

再開 午前10時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

ただ今、隅岡 議員ほか3人から議案第10号については、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とされたいとの動議が提出されました。

この動議は4名以上の賛成者がありますので、成立致しました。

議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とする動議を議題と致します。

提出者の趣旨説明を求めます。隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子でございます。

議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、先ほどの総務教育常任委員会委員長の報告では、不認定でありましたが、私はまだ審査、調査が十分にされていないと思われまます。

もっと慎重に審査、調査する必要があると思っておりますので、議案第10号については、当該委員会に再付託し、継続審査とすることを求めます。以上でございます。

議長（小川 保）

これをもって、提出者の趣旨説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第10号に対する総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とする動議についてを採決致します。

この動議のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願い致します。

起立多数

議長（小川 保）

はい、賛成多数。

よって、議案第 10 号について、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議は可決されました。

日程第13. 議案第11号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、工事委託に関する協定の締結について（令和5年度堀江第2排水区雨水排水渠築造工事（第1工区）に関する委託）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第19. 議案第17号、町道路線の認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第20. 議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議員提出議案第1号についてを採決致します。
議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。
日程第21. 議員提出議案第2号、議員派遣の件についてを議題と致します。
案文は、お手元に配付のとおりであります。
なお、タブレットにも掲載しております。
よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。
よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。
これより、質疑を開始致します。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議員提出議案第2号についてを採決致します。
議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。
日程第22. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。
この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定によりタブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致しま

す。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和5年第3回多度津町議会定例会は閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

一同、ご起立お願い致します。礼。

閉会 午前10時12分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年9月26日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記